

石川県緊急医師確保修学資金貸与制度について

石川県では、県内の医師不足の状況に鑑み、本県の地域医療を担う医師を志す方であって、令和4年度に金沢大学医薬保健学域医学類に入学した方に対して、修学資金を貸与します。

この修学資金は、大学卒業後9年間(2年間の金沢大学附属病院での臨床研修及び卒後6年目・7年目の高度医療機関での専門研修を含む(以下の「勤務の流れ」参照))、医師の不足している地域を中心に石川県知事が指定する石川県内の公立病院等に勤務した場合には、返還が免除されます。

貸与額 年額240万円(月額20万円) ※6年間で総額1,440万円

貸与期間 6年間(大学入学から卒業まで)

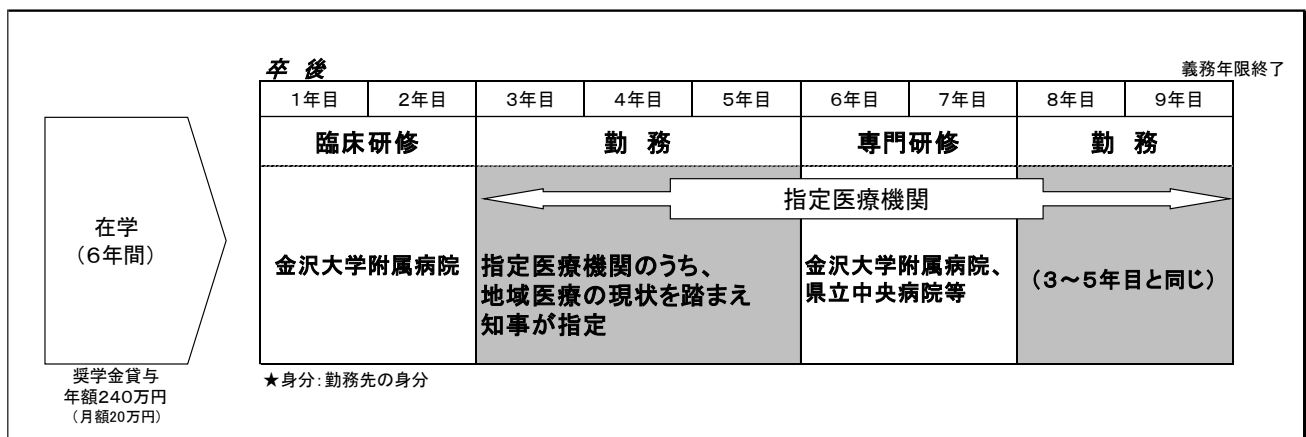
返還免除 大学卒業後、金沢大学附属病院が行う臨床研修を受け、修了後、地域医療の状況を踏まえ、下記の指定医療機関のうち知事が指定する医療機関で9年間(2年間の金沢大学附属病院での臨床研修及び卒後6年目・7年目の高度医療機関での専門研修を含む)勤務した場合、返還が免除されます。

<指定医療機関>

市立輪島病院、珠洲市総合病院、公立穴水総合病院、公立宇出津総合病院、公立能登総合病院、公立羽咋病院、町立富来病院、町立宝達志水病院、公立つるぎ病院、河北中央病院、公立松任石川中央病院、金沢市立病院、小松市民病院、加賀市医療センター、能美市立病院、県立中央病院、県立高松病院、金沢大学附属病院、金沢医科大学病院、金沢医療センター

※ 金沢大学附属病院、金沢医科大学病院、金沢医療センターは、専門研修を受ける場合に限り指定

緊急医師確保修学資金貸与者に係る義務年限中の勤務の流れ



〈問い合わせ先〉

石川県健康福祉部地域医療推進室

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地

電話 (076)225-1449 FAX (076)225-1434